

作成日 2020年8月27日
改訂日 2024年12月10日

安全データシート

1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称	トリクロロエチレン (Trichloroethylene)
会社名	アーク株式会社
住所	大阪市中央区安土町3-5-13 本町ガーデンシティテラス3階
電話番号	06-6563-7710
FAX番号	06-6563-7720
推奨用途及び使用上の制限	代替フロンガス合成原料、機械部品・電子部品等脱脂洗 浄剤、羊毛・皮革洗浄剤、油脂・樹脂・ゴム工業用溶 剤、染料・塗料溶剤、試薬、金属洗浄剤、溶剤（生ゴ ム、塗料、油脂、ピッチ）、フロンガス製造原料

2. 危険有害性の要約

GHS分類	分類実施日 (物化危険性及び健康有害 性)	H30.3.16、政府向けGHS分類ガイダンス (H25年度改訂版 (ver1.1) : JIS Z7252:2014準拠) を使用
-------	-----------------------------	---

GHS改訂4版を使用

物理化学的危険性	自己反応性化学品	タイプG
健康に対する有害性	急性毒性(吸入：蒸気)	区分4
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／ 眼刺激性	区分2A
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1A
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1 (中枢神経系) 区分3 (気道刺激性、麻酔作 用)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1 (中枢神経系、肝臓)

分類実施日 (環境有害性)	環境に対する有害性はH18年度、GHS分類マニュアル (H18.2.10版) を使用
------------------	---

環境に対する有害性	水生環境有害性 (急性)	区分2
	水生環境有害性 (長期間)	区分2

注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。

GHSラベル要素
絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

皮膚刺激
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
強い眼刺激
吸入すると有害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
中枢神経系の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、肝臓の障害
水生生物に毒性
長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
取扱後はよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

応急措置

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹸）で洗うこと。
皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
漏出物を回収すること。
特別な処置が必要である（このラベルの・・・を見よ）。

保管

注） ”・・・” は ラベルに解毒剤等中毒時の情報提供を換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。

廃棄

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

他の危険有害性

情報なし

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別

単一製品

**化学名又は一般名
別名**

トリクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエテン
1,1,2-トリクロロエチレン
トリクレン

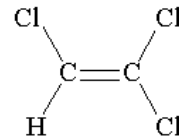
濃度又は濃度範囲

100%

分子式（分子量）

C₂HCl₃ (131.39)

化学特性（示性式又は構造式）



CAS番号

79-01-6

**官報公示整理番号
（化審法）**

2-105

**官報公示整理番号
（安衛法）**

情報なし

**分類に寄与する不純物及び
安定化添加物**

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。半座位をとる。人工呼吸が必要な場合がある。直ちに医療機関に連絡する。

皮膚に付着した場合

多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。
皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐ。吐かせない。直ちに医療機関に連絡する。

**急性症状及び遅発性症状の最も重要な
徴候症状**

吸入：めまい、嗜眠、頭痛、脱力感、吐き気、意識喪失
皮膚：皮膚の乾燥、発赤
眼：発赤、痛み
経口摂取：咽頭痛。誤嚥の危険性。「吸入」参照。不整脈、呼吸停止

応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項

アルコール飲料摂取により、有害作用が増大する。
ばく露の程度によっては、定期検診を勧める。

5. 火災時の措置

消火剤

小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水
大火災：粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤、散水

使ってはならない消火剤

情報なし

特有の危険有害性

火災時に刺激性あるいは有毒なヒュームやガスを放出する。

特有の消火方法

空気／蒸気混合気は発火により爆発するおそれがある。
消火活動は風上から行う。
火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、適切な保護具や耐火服を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業者は適切な保護具（空气中濃度に応じた有機ガス、蒸気用フィルター付マスク、完全保護衣）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

この物質を環境中に放出してはならない。
漏れた液やこぼれた液を密閉式の容器にできる限り集め、残留液を砂又は不活性吸収剤に吸収させる。
地域規則に従って保管及び処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱い注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
裸火禁止、火花禁止、禁煙。
高温面、強塩基又は微粉化金属との接触禁止。
火や高温面の近くで、又は溶接作業中に使用してはならない。
帯電を防ぐ(例えばアースを使用)。
ミストの発生を防ぐ。
あらゆる接触を避ける。
許容濃度を超えても、臭気として十分に感じないので注意すること。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
取扱後はよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
「10. 安全性及び反応性」を参照。

接触回避

衛生対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

保管	安全な保管条件	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。 金属、強塩基、食品や飼料、可燃性物質及び発火源から離しておく。
	安全な容器包装材料	乾燥した冷暗所に保管する。 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度		10 ppm
許容濃度	日本産衛学会（2017年度版） ACGIH（2017年版）	25 ppm、135 mg/m ³ TLV-TWA: 10 ppm、54 mg/m ³ TLV-STEL: 25 ppm、135 mg/m ³
設備対策		取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗剤のための設備を設ける。 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。
保護具	呼吸用保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	呼吸用保護具を着用する。 保護手袋を着用する。 呼吸用保護具と併用して、安全眼鏡又は眼用保護具を着用する。 保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态		
形状		液体（20℃、1気圧）（GHS判定）
色		無色の液体（HSDB（2017））
臭い		エーテル臭（HSDB（2017））
臭いのしきい（閾）値		2.14 × 10 ¹ ppm（HSDB（2017））
pH		情報なし
融点・凝固点		-84.7℃（HSDB（2017））
沸点、初留点及び沸騰範囲		87.2℃（HSDB（2017））
引火点		情報なし
蒸発速度（酢酸ブチル=1）		情報なし
燃焼性（固体、気体）		該当しない
燃焼又は爆発範囲		8%～10.5%（HSDB（2017））
蒸気圧		7.8 kPa（20℃）（IGSC（J）（2013））
蒸気密度		4.53（HSDB（2017））
比重（相対密度）		1.4642（20℃/4℃）（HSDB（2017））
溶解度		水：1,280 mg/L（25℃）（HSDB（2017）） エタノール、エチルエーテルと混和。アセトン、四塩化炭素、クロロホルムに可溶（HSDB（2017））
n-オクタノール／水分配係数		2.61（HSDB（2017））
自然発火温度		420℃（HSDB（2017））
分解温度		情報なし
粘度（粘性率）		0.00550 P（25℃）（HSDB（2017））

10. 安定性及び反応性

反応性	「危険有害反応可能性」を参照。
-----	-----------------

化学的安定性
危険有害反応可能性

水分の存在下で光により徐々に分解する。
蒸気/空気の可燃性混合気体は着火しにくいがある条件
下で着火することがある。
温面や炎に触れると、分解して有毒で腐食性のヒューム
(ホスゲン、塩化水素)を生成する。強アルカリと接触す
ると、分解してジクロロアセチレンを生成し、火災の危
険性を増大させる。微粉化金属と激しく反応し、火災及
び爆発の危険が生じる。水分が存在すると光によって
徐々に分解され、腐食性の塩酸を生成する。

避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

高温、混触危険物質との接触
金属、強塩基
温面や炎に触れると、分解して有毒で腐食性のヒューム
(ホスゲン、塩化水素)を生成する。強アルカリと接触す
ると、分解してジクロロアセチレンを生成する。

11. 有害性情報

急性毒性 経口

GHS分類：区分外
ラットのLD50値として、5,400~7,200 mg/kg (EU-RAR
(2004)、ATSDR (2014)) との報告に基づき、区分外とし
た。

経皮

GHS分類：区分外
ウサギのLD50値として、29,000 mg/kg (NICNAS (2000))
との報告に基づき区分外とした。

吸入：ガス

GHS分類：分類対象外
GHSの定義における液体である。

吸入：蒸気

GHS分類：区分4
ラットの4時間吸入試験のLC50値として、4,800 ppm
(NICNAS (2000)、EU-RAR (2004)) 及び12,000 ppm (EU-
RAR (2004))、6時間吸入試験のLC50値として、5,918 ppm
(4時間換算値：7,248 ppm) (EU-RAR (2004))、1時間吸入
試験のLC50値として、26,000 ppm (4時間換算値：13,000
ppm) (NICNAS (2000)) との報告があり、全て区分4に該当
することから区分4とした。なお、LC50値が飽和蒸気圧濃
度 (77,227 ppm) の90%より低いため、ミストがほとん
ど混在しないものとしてppmを単位とする基準値を適用し
た。

吸入：粉じん及びミスト

GHS分類：分類できない
データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

GHS分類：区分2
ヒトの事例で労働環境において本物質のばく露により皮
膚炎や紅斑を生じたとの報告 (ASTDR (1997)) や、ウサ
ギ及びモルモットを用いた皮膚刺激性試験において顕著
な皮膚刺激性を認めたとの報告 (EU-RAR (2004)) から、
区分2とした。なお、EU CLP分類において本物質はSkin
Irrit. 2に分類されている (ECHA CL Inventory (Access
on May 2017))。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

GHS分類：区分2A
ヒトの事故例で、原液の飛沫が眼に入り眼の痛みと角膜
上皮の損傷を生じたが数日後に完治したとの報告 (EU-
RAR (2004)) や、ウサギを用いた眼刺激性試験において
軽度から中等度の結膜炎が生じ、7日後に上皮の角化を認
めたが、2週間後には正常に回復したとの報告 (EU-RAR
(2004)) から、区分2Aとした。なお、EU CLP分類におい
て本物質はEye Irrit. 2に分類されている (ECHA CL
Inventory (Access on May 2017))。

呼吸器感作性

GHS分類：区分外

ヒトに呼吸器感作性を示す報告はない。また、ヒトの吸入ばく露の事例から、すべての証拠は本物質が呼吸器感作性物質ではないことを示しているとの記述（EU-RAR (2004)）から、区分外とした。

皮膚感作性

GHS分類：区分1

本物質は、日本産業衛生学会で皮膚感作性物質の第1群に分類されている。ヒトにおいて本物質に対する過敏症候群患者19名、本物質に12週間以上ばく露した健常者22名を対象に、本物質及び本物質の代謝物である抱水クロラル（GH）、トリクロロエタノール（TCOH）及びトリクロロ酢酸（TCA）のパッチテストを行ったところ、過敏症候群患者は全物質に対して陽性を示し、健常者は陰性であった（産衛学会許容濃度の提案理由書（2016））。又、本物質に感作性があるとする、動物試験を含む複数の事例の報告（産衛学会許容濃度の提案理由書（2016））がある。よって区分1とした。なお、ヒトの本物質に対する皮膚感作性症状の報告は散発的であり、感作性発症は特異体質のヒトの症状であるので、本物質は皮膚感作性を有すると結論してはならないとの指摘がある（EU-RAR (2004)）。

生殖細胞変異原性

GHS分類：区分2

In vivoでは、マウスの優性致死試験で陰性、トランジェニックマウスの腎臓、脾臓、肝臓、肺等を用いた遺伝子突然変異試験で陰性、マウススポットテストで陰性、ラット、マウスの骨髄細胞、ラットの末梢血、ラットの肝細胞を用いた小核試験で陽性、陰性の結果、ラット、マウスの末梢血、マウスの骨髄細胞を用いた染色体異常試験で陰性、マウスの精子細胞を用いた小核試験で陰性、ラット、マウスの肝臓細胞を用いた不定期DNA合成試験で陰性、ラット、マウスの腎臓、肝臓、脾臓、肺等を用いたDNA損傷試験（コメットアッセイを含む）で陽性、陰性の結果、ラットの末梢血、マウスの脾臓細胞を用いた姉妹染色分体交換試験で陰性である（NITE初期リスク評価書（2005）、EU-RAR（2004）、ATSDR（2014）、IARC 106（2014）、DFGOT vol. 24（2007）、IRIS Tox. Review（2011）、ACGIH（7th, 2007））。In vitroでは、細菌の復帰突然変異試験で陽性、陰性の結果、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陽性、遺伝子突然変異試験で陰性、小核試験で陽性、染色体異常試験で陰性、姉妹染色分体交換試験で陽性、陰性の結果である（NITE初期リスク評価書（2005）、ATSDR（2014）、IRIS Tox. Review（2011）、EU-RAR（2004）、IARC 106（2014））。以上より、

発がん性

GHS分類：区分1A

IARCは本物質はヒトで腎臓がんを生じること、並びに本物質ばく露と非ホジキン病及び肝臓がんとの間に正の相関がみられたことから、ヒトの発がん性に関し十分な証拠があり、実験動物でも本物質の発がん性について十分な証拠があると結論した上で、グループ1に分類した（IARC 106（2014））。この他、EPAがCaH（Carcinogenic to humans）に（IRIS（2011））、NTPがK1に（NTP RoC（14th, 2016））、ACGIHがA2に（ACGIH（7th, 2007））、EUがCarc. 1Bに（ECHA CL Inventory（Access on May 2017））、日本産業衛生学会が第1群に（許容濃度の勧告（2016）：2015年提案）それぞれ分類している。以上、IARC等の分類結果に基づき、区分1Aとした。

生殖毒性

GHS分類：区分2

ヒトの症例や疫学研究で、本物質の生殖毒性を明確に示した報告はない（産衛学会許容濃度の提案理由書（2014））。また、全身影響が生じない職場での濃度範囲において、男性・女性の生殖能への有害影響はみられなかったとの報告もある（SCOEL/SUM/142（2009））。実験動物ではマウス又はラットに混餌投与した連続交配試験において、マウスでは高用量（0.6%）でF0親動物に精巣重量の減少、F1親動物に精子運動の低下がみられた以外に生殖影響はみられず、ラットの試験でもF1世代に精巣重量減少、精子形成異常がみられたが生殖能への影響はみられなかった（産衛学会許容濃度の提案理由書（2014）、ATSDR（2014））。一方、妊娠ラットの器官形成期（妊娠6～9日）に経口投与した結果、顕著な母動物毒性（体重増加抑制、自発運動低下、呼吸困難など）がみられる用量（1,125 mg/kg/day）で胚の完全吸収、胎児奇形（無眼、小眼）がみられた（ACGIH（7th, 2007）、ATSDR（2014））との報告、妊娠ラットに妊娠期中1,000 ppm で飲水投与した結果、母動物毒性はなく胎児に心臓奇形の増加がみられた（ACGIH（7th, 2007））との報告、また妊娠ラットに交配2週間前から妊娠21日まで1,000 mg/kg/dayを強制経口投与した結果、母動物毒性とともに新生児生存率の低下がみられた（ACGIH（7th, 2007）、ATSDR（2014））との報告がある。既存分類では日本産業衛生学会が生殖毒性第3群に分類している（産衛学会許容濃度の提案理由書（2014））。以上、動物実験において概ね母動物中毒量で奇形を含む発生影響を示す報告があること、及び日本産業GHS分類：区分1（中枢神経系）、区分3（気道刺激性、麻酔作用）

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

ヒトでは本物質のタンクに作業のために立ち入った3人の男性が5分以内に意識を失い、約4時間後に意識回復した後も頭痛、めまい、流涙と眼の痛みを訴えたとの報告がある（EU-RAR（2004）、NITE初期リスク評価書（2005））。またボランティアによる吸入試験で、1,000 ppm、2時間の吸入ばく露後に中枢神経系抑制の症状（ふらつき、めまい、嗜眠）が認められたとの報告がある（EU-RAR（2004））。実験動物では、ラットの単回吸入ばく露の主な症状は知覚麻痺、眼と気道の刺激、協調運動能の低下、中枢神経系の抑制、呼吸不全であり、肺、肝臓、腎臓に顕著な変化はみられなかったとの記載がある（EU-RAR（2004）、NITE初期リスク評価書（2005））。以上より区分1（中枢神経系）、区分3（気道刺激性、麻酔作用）とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

GHS分類：区分1（中枢神経系、肝臓）

ヒトについては、「本物質の慢性毒性は、神経障害として現れることが多い。本物質の慢性ばく露者は、神経系の自覚症状（頭痛、めまい、眠気、倦怠感、指の震え、神経過敏、悪心、食欲不振など）を訴えることが多い。このような訴えは50 ppmを超える本物質に長期ばく露した作業者に観察されている」との記載（産衛学会許容濃度の提案理由書（1997））、「ヒトに対する反復毒性に関して、中枢神経系の抑制を生ずるという多くの暴露の報告があり、共通の症状は、疲労、精神的混乱、めまい、頭痛、記憶喪失、集中力欠如、加えて皮膚と眼の刺激性である。他の症状として、トリクロロエチレンの職業ばく露者及び被験者に薬物依存性やアルコール不耐性（過敏症）が認められる。」との記載（NITE初期リスク評価書（2005））がある。

実験動物については、マウスを用いた30日間連続吸入毒性試験において、区分1のガイダンス値の範囲内である37 ppm（連続ばく露との記載により24時間/日としてガイダンス値換算：49.3 ppm）で肝臓の相対重量増加、肝細胞の肥大と空胞化の報告がある（NITE初期リスク評価書（2005））。このほか、実験動物では区分2のガイダンス値の範囲を超える用量で、中枢神経系、視覚、聴覚に対する影響、腎臓への影響（腎尿細管上皮の巨細胞化、巨核化）が認められている（NITE初期リスク評価書（2005））。

GHS分類：分類できない

データ不足のため分類できない。

吸引性呼吸器有害性

1 2. 環境影響情報

生態毒性 水生環境有害性（急性）

甲殻類（オオミジンコ）の48時間EC50 = 7.40 mg/L（CERI・NITE有害性評価書（2004））から、区分2とした。

水生環境有害性（長期間）

急性毒性が区分2、生物蓄積性が低いものの（BCF = 17（既存化学物質安全性点検データ））、急速分解性がない（BODによる分解度：2.4%（既存化学物質安全性点検データ））ことから、区分2とした。

オゾン層への有害性

当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

該当の有無は製品によっても異なる場合がある。法規に則った試験の情報と、12項の環境影響情報とに基づいて、修正が必要な場合がある。

国際規制

国連番号	1710
国連品名	TRICHLOROETHYLENE
国連危険有害性クラス	6.1
副次危険	-
容器等級	III
海洋汚染物質	該当する
MARPOL73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	該当する(Y)

国内規制

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	該当しない

特別な安全上の対策 イエローカードの携行が望ましい。

その他（一般的）注意 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重畳物をト積みしない。

緊急時応急措置指針番号* 160

* 北米緊急時応急措置指針に基づく。米国運輸省が中心となって発行した「2008 Emergency Response Guidebook (ERG 2008)」(一般社団法人日本化学工業協会によって和訳されている(発行元：日本規格協会)に掲載されている。

15. 適用法令

法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。

化審法	第2種特定化学物質（法第2条第3項・施行令第2条）
労働安全衛生法	作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号） 特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3） 健康障害防止指針公表物質（法第28条第3項・厚労省指針公示） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） 危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
航空法	毒物類・毒物（施行規則第194条危険物告示別表第1）

船舶安全法	毒物類・毒物（危規則第3条危険物告示別表第1）
水道法	有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）
下水道法	水質基準物質（法第12条の2第2項、施行令第9条の4）
水質汚濁防止法	有害物質（法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条）
大気汚染防止法	揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達） 指定物質（法附則第9項、施行令附則第3項） 自主管理指针对象物質（環境庁通知） 有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第9次答申）
海洋汚染防止法	有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

16. その他の情報

参考文献

各データ毎に記載した。

[注意] 本SDSはJIS Z7253:2012 に準拠して作成しています。